

## 下松市上水道施設管理システム再構築業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、下松市上水道施設管理システム再構築業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、最適な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

本プロポーザルによって、発注者の要求に対する理解力、技術力及びサポート力並びにシステムの将来性や確実性等について総合的に評価し、最も適切な事業者を受託者の候補として選定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

下松市上水道施設管理システム再構築業務

#### (2) 業務内容

別紙「下松市上水道施設管理システム再構築業務 仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

#### (4) 業務規模

本業務の上限価格は30,000,000円(消費税を含む)

### 3 担当部署

下松市上下水道局水道課

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番2号

電話番号0833-41-2110 FAX番号 0833-41-6393

メールアドレス [sui-suidou@city.kudamatsu.lg.jp](mailto:sui-suidou@city.kudamatsu.lg.jp)

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き中の者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き中の者でないこと。

- (4) 下松市及び下松市上下水道局の入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を、参加申込書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても受けていないこと。
- (5) 下松市及び下松市上下水道局の競争入札参加資格者名簿（物品製造、その他の業務委託）に登載されていること。（令和3・4年度）
- (6) 平成30年度以降に、他の地方公共団体等が発注したGIS機能を有する水道台帳システムの構築に関する業務の実績を有する者であること。
- (7) ①ISO9001（品質マネジメントシステム）及び②ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。

## 5 スケジュール

内容	日程
プロポーザル実施の公告及び実施要領その他関係資料の公開	令和4年4月11日（月）
参加申込書の提出期限	令和4年4月25日（月）17時必着
受付審査（参加要保）	－
不受理通知	－
質問書の受付期限	令和4年4月19日（火）17時必着
質問に対する回答	令和4年4月21日（木）
技術提案書等の受付期間	令和4年4月26日（火） ～令和4年5月19日（木）17時必着
プレゼンテーションの実施	令和4年5月下旬
契約交渉最優先者の結果通知	令和4年5月下旬
契約締結	令和4年6月中旬

## 6 参加申込書の提出

本プロポーザルの参加希望者は、本実施要領に基づき、参加申込書を提出しなければならない。また、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）については、令和4年4月25日（月）までに提出するものとする。

### (2) 提出場所

3に定める担当部署

(3) 提出方法

持参または郵送（いずれの場合も、提出期間内必着とする。）

なお、提出期限までに到達しない参加申込書は受け付けない。

7 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容とその他本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（任意）の提出により質問することができる。

(1) 提出期間

令和4年4月11日（月）から令和4年4月19日（火）まで

(2) 提出方法

質問書を電子メールで提出し、電話で送達確認を行うこと。

(3) 回答方法等

質問と回答を記載した質疑応答集を令和4年4月21日（木）に下松市上下水道局のホームページに掲載する。なお、質問に関する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

8 技術提案書等の提出

(1) 提出書類は次のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
技術提案書等	技術提案書（様式2）	正本 1部 （クリップ留め） 副本 9部 （ホチキス留め）
	業務実績（様式3）	
	第三者認証（様式4）	
	業務実施体制（様式5）	
	配置予定技術者調書（様式6）	
	システム機能調査票（様式7）	
	提案書	
見積書		

(2) 提出期間

令和4年4月26日（火）から令和4年5月19日（木）まで

(3) 提出先

3に定める担当部署

(4) 提出方法

持参または郵送（いずれの場合も、提出期間内必着とする。）

## 9 技術提案書の留意事項

### (1) 技術提案書（様式2）

正本には、代表者印を押印すること。

### (2) 業務実績（様式3）

ア 過去5年以内（平成29年度以降）の上水道施設管理システム構築業務の受託実績について様式3に記載する。

イ 業務実績は元請として契約し、完了したものを対象とする。

ウ 記載した業務実績について、実績証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。

ただし、業務実績がTECRISに登録され、業務の内容が確認できる場合、業務カルテの写しを可とする。

### (3) 第三者認証（様式4）

ア ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の取得の有無について記載すること。

イ 記載内容を確認できる資料（写し可）を添付すること。

### (4) 業務実施体制（様式5）

ア 本業務に配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、氏名、所属及び分担業務を記載すること。

イ 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。複数の担当技術者を配置する場合には、主たる担当技術者を1名選任し、「担当する分担業務の内容」欄に（主）と記載すること。

### (5) 配置予定技術者調書（様式6）

ア 配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について「保有資格」「主な業務経歴」「同種又は類似業務の実績」「手持ち業務の状況」等につき、様式6-1に簡潔に記載すること。また配置予定技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類（健康保険証等）を添付すること。

同種又は類似業務等については、過去5年以内（平成29年度以降）に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務 水道マッピングシステム構築業務

類似業務 水道施設台帳管理システム構築、下水道施設管理台帳システム構築、水道長寿命化計画策定のいずれか

イ 様式6-1で記載した同種又は類似業務の実績のうち1件について、配置予定技術者毎に様式6-2に記載すること。なお記載した業務実績については、その

業務に係る契約書及び配置予定技術者が従事した業務実績については、その業務に係る契約書及び配置予定技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

(6) システム機能調査票（様式7）

今回導入する計画の上水道施設管理システムについて、別紙機能調査票にて機能充足状況（既にパッケージ化されている機能は◎、カスタマイズが必要な機能は○、実現不可能な機能は×）を記入すること。

(7) 提案書

- ア 様式は任意とし、A4版縦20枚以内で作成すること。
- イ 業務実施方針及び業務フロー、工程計画、システム基本機能、現地調査、利用性、保守・運用管理、その他機能等について提案内容を具体的に記載すること。
- ウ 文字サイズは、12ポイント以上とし、片面印刷とすること。
- エ 提出部数は正本1部、副本9部とすること。

(8) 見積書

- ア 様式は任意とする。
- イ 見積内訳書を添付すること。
- ウ 参考資料として、システム導入後のランニングコスト見積書を提出すること。
- エ 正本1部とすること。

## 10 審査方法等

技術提案書を提出した者（以下「技術提案者」という。）は、提出された技術提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）に参加しなければならない。

(1) 実施時期

令和4年5月25日（水）予定

(2) 実施方法

- ア 説明者は、本業務に直接関わる者とする。
- イ 人数は3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションは30分間以内とし、選定委員によるヒアリングは、10分間程度とする。
- エ ヒアリング等に参加しない技術提案者は失格とする。
- オ 時間、場所、使用できる機器その他詳細については別途通知する。

(3) 審査方法

下松市上下水道局水道課に事務局を設置する。事務局は、事業者選定委員を選任し、各選定委員が提出書類及びヒアリング等の内容等について審査を行う。

審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計得点にて競う方法により実施する。

(4) 審査基準

別紙の「事業者選定配点表」のとおりとする。

(5) 契約交渉最優先者の特定

「事業者選定配点表」により技術提案書等及びヒアリング等の内容等について総合的に審査し、最も高得点を獲得した者を契約交渉最優先者として特定する。なお、審査結果については、各技術提案者に書面をもって通知するが、選定の詳細についての問い合わせは一切応じない。

1.1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 実施要領に基づき参加事業者から提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 採用・不採用に関わらず、発注者は本プロポーザルの報告等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提案書等は、最優秀者の選定にのみ使用するものとし、公表しないものとする。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7) 参加申込書及び技術提案書等を提出した事業者が6社以上ある場合は、1次審査を行うものとする。この場合、「事業者選定配点表」のうち「実績・体制」の項目により事務局において審査し、ヒアリング等の対象となる上位5社を選定するものとする。なお、その結果は各事業者に文書で通知するものとする。
- (8) 審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申し立ては受け付けない。